

許可後の注意事項

(愛知県知事許可業者向け)

建設業の許可を受けた皆様に守っていただくべきことについてのご案内です。必ずお読みください。

建設業法の定めにより、

- ・ **事業年度終了届出書**の提出は、

毎年、決算終了後4か月以内に

- ・ **変更届出書**の提出は、

提出期限内に (詳しくは5ページ参照)

- ・ 許可の**更新の申請**は、

有効期間満了の3か月前～30日前に

行ってください。

はじめに

この冊子は、今回、建設業の許可を受けられた方が今後行わなければならないことを簡単にまとめたものです。

建設業の許可は5年間有効ですが、その間に様々な変更事項が発生すると存じます。毎期、財務状況は当然に変化しますし、営業所の所在地や代表者が変わることもあるでしょう。新しい許可業種が必要になるかもしれません。

変更が生じると、届出や申請が必要となる場合があります。

また、建設業の営業にあたっては、守っていただかなければならない事項が法律で定められています。

この冊子の内容をよくご覧になって、手続を忘れたり、遅れたりすることのないようにご注意いただき、法律を遵守した営業を行っていただくよう、お願いいたします。

閲覧制度について

建設業の許可を受けられた方の申請書類や届出書類は公衆の閲覧に供せられます。この閲覧制度は建設業者のみなさんに関わる情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便に供しようとするものです。

愛知県でも閲覧所を設けていますが、建設業者の主たる営業所の所在地ごとに異なっています。詳しくは、3ページをご覧ください。

目次

1. 許可申請等の注意事項	1
2. 標識（看板）の設置	2
3. 許可に関する書類の提出先および閲覧所	3
4. 許可を受けた後の届出	4
5. 更新・業種追加・許可区分の変更・許可換え等の申請	6
6. 経営事項審査	8
7. すべての許可業者の遵守事項	9
8. 元請負人の遵守事項	14
9. 特定建設業者の遵守事項	15
10. 電子申請について	16

1. 許可申請等の注意事項

近年、全国的に建設業法上の監督処分（指示、営業停止、許可取消など）事例が多発しています。

重要な事項の虚偽記載や不正の手段により許可を受けた場合は、厳しい処分がありますので、この趣旨をよく理解していただき、正しい申請をしていただくようお願いします。

また、許可後の各種届出についても、内容、提出時期について誤りがないようご注意ください。

① 許可申請もしくはその添付書類および各種届出書類の記載にあたっては、以下の手引き等を事前によくお読みいただいたうえで提出していただくようお願いします。

- 建設業許可申請の手引
- 建設業法による変更届等の手引
- 許可後の注意事項（本冊子）

⇒「建設業許可申請の手引」「建設業法による変更届等の手引」は、建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます（裏表紙参照）。

② 建設業法では、許可申請書もしくはその添付書類中に、重要な事項の虚偽記載又は重要な事実の記載もれがあった場合は、許可ができないことになっています。（建設業法第8条）

また、不正の手段（※）により許可（更新を含む）を受けた場合は、許可は取り消されることになり、その取消の日から5年間許可を受けられないことになっています。（建設業法第29条）

※ 「不正の手段」とは、許可申請書およびその添付書類に虚偽の記載をしたり、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答等をしたり、あるいは暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせた場合などをいいます。

2. 標識（看板）の設置

建設業の許可を受けた方は、必ずその店舗および発注者から直接請け負った工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の標識を掲げてください。（建設業法第40条）

（1）建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		愛知県知事許可()第 号	
		愛知県知事許可()第 号	
		⋮	
		愛知県知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

<-----40 cm以上----->

（2）建設業の許可を受けた建設業者（元請業者のみ）が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証 交付番号		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業		
許可番号	愛知県知事許可()第 号		
許可年月日			

<-----35 cm以上----->

- 注1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

※ 標識（看板）の設置について愛知県から斡旋されているかのような営業を行う看板業者があるようですが、愛知県では看板業者の紹介、斡旋等は一切行っていませんので、ご注意ください。

3. 許可に関する書類の提出先および閲覧所

愛知県知事の建設業許可に関する書類の提出先および閲覧所は、建設業者の主たる営業所の所在地ごとにそれぞれ異なっています。

主たる営業所の所在地	提出先 および 閲覧所	電話番号
名古屋市長城	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	(052)954-6503
瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 清須市、北名古屋市、長久手市、 愛知郡、西春日井郡の区域	尾張建設事務所総務課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	(052)961-4409
一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市、岩倉市、丹羽郡の区域	一宮建設事務所総務課 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸立切1-4	(0586)72-1465
津島市、愛西市、弥富市、 あま市、海部郡の区域	海部建設事務所総務課 〒496-8533 津島市西柳原町1-14	(0567)24-2141
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、知多郡の区域	知多建設事務所総務課 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	(0569)21-3233
岡崎市、西尾市、額田郡の区域	西三河建設事務所総務課 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	(0564)27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市の区域	知立建設事務所総務課 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124	(0566)82-3114
豊田市、みよし市の区域	豊田加茂建設事務所総務課 〒471-0867 豊田市常盤町3-28	(0565)35-9312
新城市、北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所総務課 〒441-1354 新城市片山字西野畑532-1	(0536)23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市の区域	東三河建設事務所総務課 〒440-0801 豊橋市今橋町6	(0532)52-1312

4. 許可を受けた後の届出

許可を受けた後は、法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。

また、許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。

なお、届出に際しては、資料添付が必要となる場合があります。

届出の提出が遅れた場合は、法令に基づく罰則や監督処分の対象となりますので、法令を遵守していただきますようお願いいたします。

※必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者の在職状況については、許可要件に関わる事項ですので、届出が遅れないよう注意してください。

届出手続の詳細については、「建設業法による変更届等の手引(変更届出書編)」及び「建設業法による変更届等の手引(事業年度終了届編)」をご覧ください。
⇒建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます(裏表紙参照)。

お知らせ

令和2年10月1日から、社会保険の加入が許可要件となったことに伴い、変更届出の手続が変わりました。

- 健康保険等の加入状況に変更があった場合、営業所を新設した場合は、事実発生後2週間以内に変更届(様式第7号の3)を提出する必要があります。
- 事業年度終了時点において従業員数に変更があった場合は、事業年度終了届出書と一緒に変更届(様式第7号の3)を提出する必要があります。(使用人数(様式4号)も同時に提出してください。)

※許可を受けた後の届出等一覧

届出事項	提出期限	備考
事業年度(決算期)が終了したとき<毎期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書 一式
定款の変更(定款または株主総会議事録の写し)		} 事業年度終了届出 書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更 (従業員数のみの変更の場合)		
健康保険等の加入状況の変更 (加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき)	事実発生後 2週間以内	許可要件に関わる事項 です。届け忘れがない よう、ご注意ください。
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及 び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更(氏名の変 更を含む)		
営業所の専任の技術者の変更(氏名の変更を含む)		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の 役員その他、顧問・相談 役・株主(総株主の議 決権の100分の5以上 を有する個人又は出資 総額の100分の5以上 に相当する出資をして いる個人)が含まれます (監査役は除きます)。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額(出資総額)の変更		
法人の役員等の変更 (就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等)		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更 (氏名の変更、新任、退任)		
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任 技術者の削除(交替者がいない場合)、欠格要件該当	事実発生後 2週間以内	
廃業(許可を受けた建設業)	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業 する場合は変更届等の 提出が必要

5. 更新・業種追加・許可区分の変更・許可換え等の申請

詳細については、「建設業許可申請の手引き（申請手続編）」及び「建設業許可申請の手引き（申請書記載例編）」をご覧ください

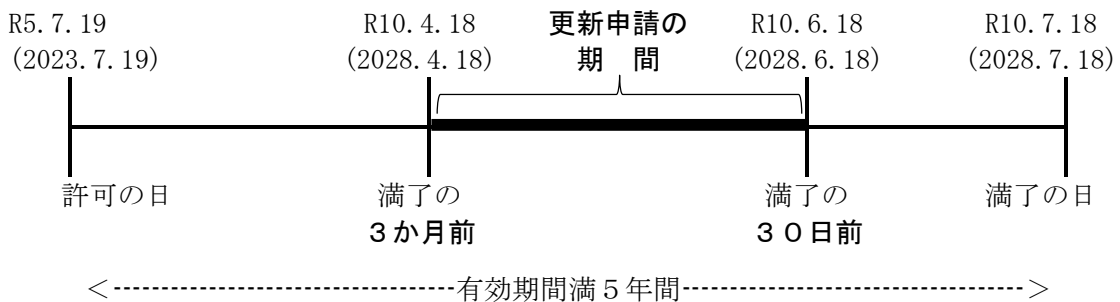
⇒建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます（裏表紙参照）。

（1）許可の更新

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から満5年間です。例えば、令和5年7月19日に許可を受けた場合は、令和10年7月18日が満了日です（満了日が閉庁日であってもその日をもって満了するので注意してください）。

引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の30日前までに許可の更新の申請をしてください。なお、愛知県では満了の日の3か月前から受付を行っていますので、できるだけ早く申請をしてください。

なお、この間（許可の日から満了の日）に必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者の在職状況については、許可要件に関わる事項ですので、届け忘れがないよう注意してください。



(2) 許可業種の追加<業種追加>

建設業許可は、業種別許可制度です（29業種に分かれています）。

現在受けている許可業種以外の業種の工事は、軽微な工事又は附帯工事（※）を除いて請け負うことはできません。許可を受けていない業種で軽微でない工事を請け負う場合には、該当業種について別途許可を受けてください。

なお、業種追加の申請を現在受けている許可の更新と同時に一本化（許可の日を同じにする）で行う場合には、現在の許可の有効期間満了の30日前までに申請をしなければなりません。

※軽微な工事・附帯工事については、9ページをご覧ください。

(3) 許可区分（一般⇔特定）の変更<般・特新規>

建設業許可は、一般建設業の許可と特定建設業の許可に分かれています。

発注者から直接請負った1件の工事を施工するにあたり、下請代金の合計の金額が4,500万円以上（建築一式工事については、7,000万円以上）（いずれも消費税および地方消費税を含む）となるような下請契約をして施工する場合は、特定の建設業許可が必要です。

なお、現に受けている一般又は特定建設業許可は、新たに特定又は一般建設業の許可（現に受けている許可と異なる区分の許可）を受けたときにその効力を失います。

また、般・特新規の申請を現在受けている許可の更新と同時に一本化（許可の日を同じにする）で行う場合には、現在の許可有効期間満了の30日前までに申請をしなければなりません。

(4) 許可換え（愛知県知事許可→他知事許可・大臣許可）

建設業許可は、知事許可と大臣許可に分かれています。

許可を受けた後、次の事項に該当した場合は許可換えの申請をしてください。

①他の都道府県に支店又は営業所を設けた場合

⇒国土交通大臣へ許可換えの申請

②他の都道府県に主たる営業所を移転した場合

⇒当該都道府県知事へ許可換えの申請

なお、現に受けている愛知県知事許可は、新たな許可を受けたときにその効力を失いますので、廃業届等の提出は不要です。

※許可申請手数料

申請区分	許可の区分 一般又は特定の一方のみ 申請する場合	一般と特定の両方を 申請する場合
1. 新規	90,000円	180,000円
2. 許可換え新規	90,000円	180,000円
3. 般・特新規	90,000円	
4. 業種追加	50,000円	100,000円
5. 更新	50,000円	100,000円
6. 般・特新規＋業種追加		140,000円
7. 般・特新規＋更新		140,000円
8. 業種追加＋更新	100,000円	※
9. 般・特新規＋業種追加＋更新		190,000円

※ 一般又は特定の一方のみで追加＋一般と特定の両方を更新 150,000円
 一般と特定両方で追加＋一般と特定の両方を更新 200,000円

《大臣許可に許可換えする場合》

申請区分	許可の区分 一般又は特定の一方のみ 申請する場合	一般と特定の両方を 申請する場合
1. 許可換え新規	150,000円	300,000円

6. 経営事項審査

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（国、県、市町村、公社等の発注する工事）で、建築一式工事は1,500万円以上、その他の工事は500万円以上のものを直接請け負おうとする建設業者は、経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けなければなりません。

また、発注者である公共機関と請負契約を締結する際に、その日より1年7か月以内に審査基準日のある経営事項審査の結果通知書がなければなりません。

⇒詳しくは「経営事項審査申請等の手引」をご覧ください。

建設業・不動産業のWebサイトからダウンロードできます（裏表紙参照）。

7. すべての許可業者の遵守事項

(1) 一般的事項

- ① 許可を受けていない業種の工事は請け負うことができません。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではありません。(建設業法第3条)

(ア)建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事

建築一式工事	工事1件の請負代金の額が1,500万円(消費税および地方消費税を含む)に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事
建築一式工事以外の工事	工事1件の請負代金の額が500万円(消費税および地方消費税を含む)に満たない工事

(イ)許可を受けた建設工事に附帯する建設工事

附帯工事とは、請け負った建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事で、その工事自体が独立の使用目的に供されるものではない工事

- ② 特定建設業の許可を受けた者でなければ、発注者から直接工事を受注した元請業者として、下請代金の総額が4,500万円以上(建築一式工事については、7,000万円以上。いずれも消費税および地方消費税を含む。)となる下請契約はできません。(建設業法第15条)

(2) 法令の遵守

建設業法の諸規定およびその業務に関する他の法令に違反したときは、建設業法に基づき、指導、助言、勧告又は指示、営業の停止、許可の取消の処分が行われる場合があります。

(3) 契約書

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の15項目を満たしていなければなりません。(建設業法第19条)

《契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目》

契 約 書	
① 工事内容	⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
② 請負代金の額	⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをすときは、その内容	⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期もしくは工事の全部もしくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	⑮ 契約に関する紛争の解決方法
⑧ 価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
※建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。	
① 分別解体の方法	② 解体工事に要する費用
③ 再資源化するための施設の名称及び所在地	④ 再資源化等に要する費用

《書面での契約締結方法》

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。



(4) 公正な契約

- ① 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して通常必要と認められる原価に満たない金額で契約してはなりません。(建設業法第 19 条の 3)
- ② 注文者は、請負契約を締結後、取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事に使用する資材もしくは機械器具又はその購入先を指定し、これらを請負人に購入させ、その利益を害してはなりません。(建設業法第 19 条の 4)
- ③ 注文者は、著しく短い工期での契約をしてはなりません。(建設業法第 19 条の 5)
- ④ 請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければなりません。また、注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付しなければなりません。(建設業法第 20 条)

(5) 技術者の配置

- ① 主任技術者や監理技術者の設置 (建設業法第 26 条)

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を設置しなければなりません。

なお、下請の主任技術者に関し、特定専門工事については、元請の主任技術者が下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことの書面による合意がある場合には、下請の主任技術者の設置が不要となりました(特定専門工事とは、専門工事のうち、下請代金の合計額が 4,000 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)。

また、発注者から直接工事を請け負い(元請)、かつ 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上を下請契約して施工する特定建設業者にあつては、主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

- ② 主任技術者や監理技術者の工事現場における専任 (建設業法第 26 条)

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が 4,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、設置される主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません(下請工事であっても適用されます)。

ただし、監理技術者補佐を専任で置く場合は、2 現場に限り兼任できます。

(6) 一括下請負の禁止

工事の一括下請負とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与をせず、下請負人にその工事の全部又は主たる部分もしくは独立した一部を一括して請け負わせることをいい、建設業法では原則として禁止していません。(建設業法第 22 条)

(7) 帳簿の備付け

建設業者は、営業所ごとに、その営業に関する次の事項を記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければなりません。(建設業法第 40 条の 3)

《帳簿》

○ 保存期間は 5 年間

※ただし、発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。）と締結した住宅を新築する建築工事に関するものについては 10 年間。

《帳簿に記載すべき内容》

- ① 営業所の代表者の氏名及びその就任日
- ② 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - ・ 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
 - ・ 注文者との契約日
 - ・ 注文者の商号、住所、許可番号
 - ・ 注文者による完成を確認するための検査が完了した年月日
 - ・ 当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日
- ③ 下請契約に関する事項
 - ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
 - ・ 下請負人との契約日
 - ・ 下請負人の商号、住所、許可番号
 - ・ 建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日
 - ・ 当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

※注意 1

特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が 4,000 万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ・ 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ・ 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期

- ・代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ・遅延利息の額・支払日（下請負人から引き渡しの申出から 50 日を経過した場合に発生する遅延利息（年 14.6%）の支払に係るもの）

※注意2

発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。）と住宅を新築する建築工事の請負契約を締結した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ・当該住宅の床面積
- ・当該住宅の請負契約が、発注者と二以上の建設業者との間で締結された場合は、建設瑕疵負担割合
- ・当該住宅について、保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、保険法人の名称

《帳簿の添付書類》

- ① 契約書又はその写し
- ② 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が 4,000 万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- ③ 建設業者が施工体制台帳を作成したときは（元請工事に限る。）、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。（工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）
 - ・当該工事に関し、実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名、有する主任技術者資格又は監理技術者資格
 - ・監理技術者補佐を置いたときは、その者の氏名、有する監理技術者補佐資格
 - ・主任技術者若しくは監理技術者又は監理技術者補佐以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
 - ・下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号、許可番号
 - ・下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - ・下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
 - ・下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

※ なお、発注者から直接請け負った元請業者には、以下の営業に関する図書について 10 年の保存が義務づけられています。

- ・完成図
- ・発注者との打合せ記録
- ・施工体系図

8. 元請負人の遵守事項

(1) 下請負人の意見聴取

元請負人は、請け負った工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聴かなければなりません。(建設業法第 24 条の 2)

(2) 出来形払・完成払

元請負人は、工事の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を 1 か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。

なお、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。(建設業法第 24 条の 3)

(3) 前払金

元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。(建設業法第 24 条の 3)

(4) 検査・引渡し

下請工事の完成を確認するための検査は、下請負人から工事完成の通知を受けた日から 20 日以内に行い、かつ、完成検査後に下請負人が工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに引渡しを受けなければなりません。

(建設業法第 24 条の 4)

9. 特定建設業者の遵守事項

(1) 下請代金の支払期限

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人を除く。）からの工事の目的物の引渡し申出日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。このルールに違反して支払期日が定められた場合は、引渡し申出日から起算して50日を経過する日が支払期日とみなされ、支払期日が定められなかった場合は、引渡し申出日が支払期日となります。

すなわち、特定建設業者は、元請としての義務と特定建設業者としての義務の両方の義務を負うので、出来形払いや完成払いを受けた日から1か月以内か、引渡しの申出から50日以内の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申出日）のいずれか早い方で支払わなければなりません。（建設業法第24条の6）

(2) 下請代金の支払方法

特定建設業者は、下請代金の支払につき下請代金の支払期日までに、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。（建設業法第24条の6）

(3) 支払にかかる遅延利息

特定建設業者は、下請代金を期日までに支払わなかったときは、下請負人からの工事の目的物の引渡し申出日から起算して、50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間に対応する年14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。（建設業法第24条の6）

(4) 下請負人に対する指導等

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請負人が建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法の規定に違反しないよう指導に努めなければなりません。

また、下請負人が是正しない場合は、当該下請負人の建設業の許可をした国土交通大臣もしくは都道府県知事又は工事の現場を管轄する都道府県知事に、建設業の許可を受けていない場合は、その工事現場を管轄する都道府県知事に通報しなければなりません。

なお、下請負人は、直接元請業者と契約した下請負人だけでなく、工事に携わった全ての下請負人が対象になります。（建設業法第24条の7）

(5) 施工体制台帳および施工体系図

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上になる場合は（公共工事については、その下請契約の額にかかわらず）、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。施工体制台帳は、工事を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、工期、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいい、発注者から請求があった場合には、発注者の閲覧に供しなければなりません。

また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。（建設業法第24条の8）

10. 電子申請について

令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により電子申請ができるようになりました。

○電子申請ができる手続

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む）
- ・廃業届
- ・経営事項審査申請

⇒詳しくは、建設業・不動産業室のWebサイト「建設業許可・経営事項審査の電子申請について」をご覧ください。

各種手引および許可申請書等書類の入手方法

愛知県の建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～の Web ページからダウンロードできます。



(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

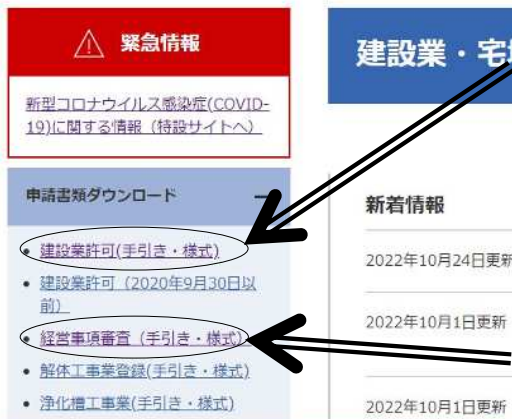
Google や Yahoo!などの検索サイトで「愛知県 建設業・不動産業室」と検索



建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業

■受付時間のご案内 ※土・日・祝 休日は及び年末年始(<自治センター2階>建設業の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時
<自治センター3階>宅地建物取引業・不動産鑑定業の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時

「建設業許可(手引き・様式)」から
・建設業許可申請書
(新規、業種追加、更新など)様式
・事業年度終了届出書 様式
・変更事項の届出書類(廃業届含む)様式
・「建設業許可申請の手引
(申請手続編)(申請書記載例編)」
「建設業法による変更届等の手引
(事業年度終了届編)(変更届出書編)」
のダウンロードができます。
☆建設業許可に関する「お知らせ」を掲載しています。



「経営事項審査(手引き・様式)」から
・経営事項審査関係様式
・「経営事項審査申請等の手引」
のダウンロードができます。

本県では毎年、建設業者の皆様を対象とした研修会を開催しておりますので、是非ご参加ください。また、Youtube チャンネルに説明動画を掲載しましたので是非ご覧ください。開催の詳細につきましては、当室 Web ページでお知らせいたします。



令和5年1月版

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室